

薬事法（昭和三十五年法律第四百十五号）第三十六条の四第一項に規定する試験を次のとおり実施します。

平成二十五年五月七日

奈良県知事 荒井正吾

一 試験の日時及び場所

1 日時 平成二十五年九月五日（木）

午前十時三十分から午後三時三十分まで

2 場所 帝塚山大学 奈良・学園前キャンパス

奈良県奈良市学園南三―一―三

二 試験の方法及び試験科目

1 試験は、筆記試験とします。

2 試験は、次の事項について行います。

ア 医薬品に共通する特性と基本的な知識

イ 人体の働きと医薬品

ウ 主な医薬品とその作用

エ 薬事に関する法規と制度

オ 医薬品の適正使用と安全対策

三 受験願書の提出期間、提出先等

1 提出期間 平成二十五年六月十日（月）から同月二十四日（月）まで

2 提出先 奈良市登大路町三〇番地 奈良県医療政策部薬務課薬事・献血係

3 受験願書を郵送する場合は、平成二十五年六月二十四日（月）までの消印のある書留郵便に限り有効とします。

四 受験資格

薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第一百五十九条の五第二項各号のいずれかに該当する者

五 提出書類

1 受験願書（用紙は、奈良県医療政策部薬務課薬事・献血係及び各保健所総務課において、平成二十五年五月七日（火）から配布します。ただし、郵送により受験願書を請求するときは、切手（百四十円）を貼った宛先明記の返信用封筒を同封し、平成二十五年六月十四日（金）までに必着するよう送付してください。）

2 受験資格がある者であることを証明する書類

3 写真 一枚

4 受験者の氏名が2に掲げる書類に記載されている氏名と異なる場合は、戸籍の謄本又は抄本

六 受験手数料

一万三千円（奈良県収入証紙を受験願書に貼り、消印しないでください。）

七 合格発表

平成二十五年十月四日（金）

合格者の受験番号を県庁前掲示場に掲示するとともに、別に受験者に合否の結果を通知します。

八 その他

1 提出した書類及び受験手数料は、一切還付しません。

2 受験願書に虚偽の記載をしたり、試験場において係員の指示に従わず、その他不正な行為があった場合は、受験を停止し、退場を命じ、又は合格の決定を取り消すことがあります。

3 この試験についての問い合わせは、奈良市登大路町三〇番地 奈良県医療政策部 薬務課（〇七四二―二七―八六七〇）において受け付けます。